

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

○ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、平成29年と平成30年を比較すると、13,045円の増となっている。

福祉・介護職員の平均給与額（常勤の者）	平成30年 9月	平成29年 9月	差 額
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得している事業所等	297,761円	284,716円	13,045円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4～9月支給金額の1/6）

給与等の引上げの実施方法（複数回答）			
定期昇給以外の賃金水準を引上げ（予定）	定期昇給を実施（予定）	手当の引上げ・新設（予定）	賞与等の引上げ・新設（予定）
22.3%	66.7%	29.1%	25.9%

※ 給与等の引上げの実施方法は、施設・事業所に在籍している障害福祉従事者全体（福祉・介護職員に限定していない）の状況

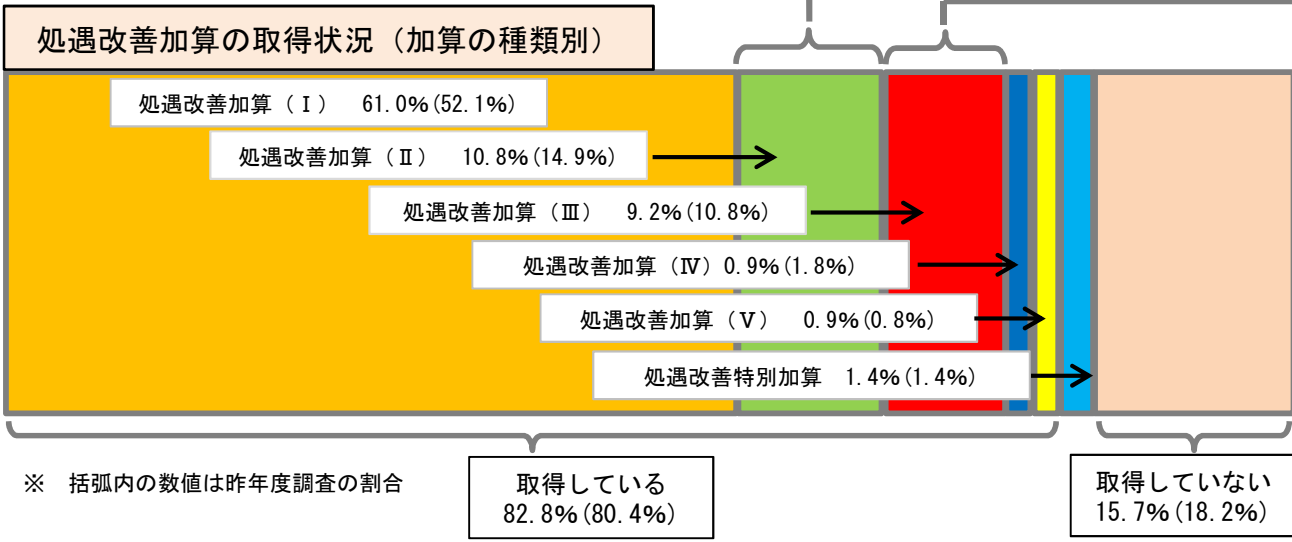
加算（Ⅰ）の届出が困難な理由（複数回答）	
職種間・事業所間の賃金バランスがとれなくなる懸念されるため	38.9%
昇給の仕組みを設けるための事業作業が煩雑であるため	32.4%
昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	24.3%

※ 加算（Ⅱ）を取得している事業所の状況

加算（Ⅱ）の届出が困難な理由（複数回答）	
キャリアパス要件Ⅰ（賃金体系の整備）を満たすことが困難	49.6%
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施）を満たすことが困難	42.7%
職場環境等要件（賃金引上げ以外の改善）を満たすことが困難	7.5%

※ 加算（Ⅲ）～（Ⅴ）を取得している事業所の状況

加算の届出をしない理由（複数回答）	
事務作業が煩雑	25.6%
対象職種の制約のため	15.1%
キャリアパス要件を満たすことが困難	14.1%



※ 括弧内の数値は昨年度調査の割合

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 平成30年10月
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 障害者支援施設(施設入所支援)、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 10,302施設・事業所
 - ・ 有効回答数 6,704施設・事業所(有効回答率:65.1%) ※前回調査:62.3%
 - ・ 調査項目 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者の給与(平成29年9月と平成30年9月における給与)等

福祉・介護職員処遇改善加算等について

1. 加算の種類

- 福祉・介護職員処遇改善加算
 - ・ 加算(Ⅰ) : 37,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす)
 - ・ 加算(Ⅱ) : 27,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす)
 - ・ 加算(Ⅲ) : 15,000円相当 (キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす)
 - ・ 加算(Ⅳ) : (Ⅲ) × 0.9相当 (キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす)
 - ・ 加算(Ⅴ) : (Ⅲ) × 0.8相当 (キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない)
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算 : 5,000円相当
(福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び職場環境等要件は問わない)

2. 加算の算定要件

- キャリアパス要件Ⅰ : 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系を定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- キャリアパス要件Ⅱ : 福祉・介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- キャリアパス要件Ⅲ : 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること
- 職場環境等要件 : 職場環境等の改善(賃金改善を除く)を実施し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
(例) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備 等